

「相模原市市営住宅条例の改正（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

住宅セーフティネットの中心を担う公営住宅の役割を踏まえ、配偶者又は生活の本拠を共にする交際関係にある相手(以下「配偶者等」という。)からの暴力を受けた者及び犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援することを目的として、公営住宅における単身入居ができる者及び優先的に入居に係る選考をすることができる者の対象を追加する条例の改正のため、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和4年12月15日（木）～令和5年1月23日（月）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

市営住宅課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		1人（2件）
内 訳	直接持参	0人（0件）
	郵送	0人（0件）
	ファクス	0人（0件）
	電子メール	1人（2件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
①	1. 改正の趣旨に関して	2	0	0	0	2
合計		2	0	0	0	2

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
① 改正の趣旨に関して			
1	暴力を受けた者とは配偶者という記載でなく、同居者とした方がいいのではないか？	本条例の改正案における配偶者等とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める、配偶者又は婚姻の届出をされていなが事実上婚姻関係と同様の事情にある者としております。	エ
2	高齢のため、賃貸住宅に入れない人も優先すべきではないでしょうか？	高齢者につきましては、単身入居を可能としていることや収入要件の緩和、高齢者に特化した市営住宅の募集など、現行において入居に関する配慮を行っております。	エ